○大雪消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例

【 令和 5 年 3 月 22 日) 条 例 第 1 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、監査委員及び公平委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を 記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「大雪消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年大雪消防組合条例第1号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

- 第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を 記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(救済の手続)

第8条 実施機関は、法第82条、法第93条若しくは法第101条の決定について、行政 不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審 査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに大雪消防組合行政不服審査会条例(平 成28年大雪消防組合条例第2号)第2条に規定する大雪消防組合行政不服審査会(以下 「審査会」という。)に諮問しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大雪消防組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 大雪消防組合個人情報保護条例(平成18年大雪消防組合条例第4号)は、廃止する。

(大雪消防組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 第3条 次の各号に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の大雪消防組合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第11条及び第17条の規定による請求がされた場合に おける旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の 開示(これに係る手数料を含む。)及び訂正等については、なお従前の例による。
- 3 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において 旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、な お従前の例による。